全国司法書士女性会広報誌

Wave ウェーブ

2016年（平成28年）

No.10

発行　：全国司法書士女性会
事務局：司法書士法人
東大阪前川滝川事務所 内
〒579-8036
大阪府東大阪市鷹殿町 1-7
TEL : 072-981-5281
FAX : 072-987-3460

全国司法書士女性会 お問い合わせ先　e-mail : joseikai@aoitakigawa.com　全国司法書士女性会 ホームページ　http://shihosyoshi-joseikai.com

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！

【第17回総会・第20回女性の集い】

2016年9月24日（土）東京でお会いしましょう！

「ローマは一日にして成らず」

2015年12月16日最高裁判所大法廷において、「夫婦別姓訴訟」上告審の判決が言い渡された。「上告棄却」であった。

「夫婦別姓訴訟」は2011年2月、民法改正が実現をみないことを立法不作為として提訴された損害賠償請求事件である。立法に限界を感じ、司法に投げられたボールであった。5年の法廷論争の末、上告審が「最高裁判所大法廷回付」されるとの知らせを受け、民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」について憲法違反と判断されるものとの期待が広がった。

大法廷はまず、氏は名とは切り離された存在として、社会の構成要素である家族の呼称として意義がある。婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるということで、自らの意思にかかわりなく氏を改めることが強制されるというものではない。よって、「氏の変更を強制されない自由」を不当に侵害するとはいえないとして憲法13条に違反するものではないとしている。
次に、96％以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別を発生させ、ほとんど女性のみに不利益を負わせる規定である民法750条は憲法14条1項に違反するという主張に対し。憲法14条は法の下の平等を定めている。夫婦が夫または妻の氏を称するものとしており、夫婦いずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねている。結果的に夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定のあり方自体から生じた結果であるということはできない。よって、憲法14条1項に違反するものではない、としている。
また、夫婦となろうとする者の一方が氏を改めることを婚姻届の要件とすることで、実質的に婚姻の自由を侵害することとなり、民法750条が個人の尊厳を侵害するものとして憲法24条に違反するという主張に対し。憲法24条1項は婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨である。民法750条は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫または妻の氏を称することを定めたもので、婚姻をすることについての直接の規定を定めたものではないとしている。よって、法制度の内容が意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、直ちに憲法24条1項の趣旨にそわない制約を課したものとはいえないとしている。

判決は、総体的には「家族の絆」論の如く情緒に流れる傾向を示し、憲法24条2項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、立法に当たっては、裁量の限界をかくしたものとしている。
ボールは再び国会に投げかえされた。（詳細は、本ウエーブ中、判決報告を参照されたい。）

この判決に大いに期待し、人生の発展的展開を描いていた人々の落胆は甚だしいかぎりである。最後の手段として司法に望みをたくしたが、求めていた個人の尊厳に立脚した判決はいつ望めるのか。それまで自分は生きていられるのか。「これからどうしたら良いのか」大きな期待があっただけに茫然自失の日々が続いた。

ここから如何に立ち直れば良いのだろうか。
やはり、歴史に真理を求めるべきであろうか
「ローマは一日にして成らず」という。何事も多大の努力をしなければ成し遂げられないという意味のことわざである。私たちは、さらなる努力を要するということか・・・
夫婦別姓制であった明治以前に戻せれば有難い。昔の物事を研究し吟味して、そこから新しい知識や見解を得ることを躊躇ってはならない。（温故知新）

いずれにせよ、「時代はめぐる」である。
私たちは、立ち上がり、また、歩き始めることとする。

会長　大城 節子

特別記事

「旧姓の公的証明書」発行の要望書と各士業専門家達の署名を提出

2015 年 11 月 20 日 自由民主党政務調査会長 稲田朋美氏、総務副大臣 土屋正忠氏を訪問。

2015年11月20日、自由民主党政務調査会長 稲田朋美氏、総務副大臣 土屋正忠氏を訪問。
各士業女性合同研修会にて決議された「旧姓の公的証明書」発行の要望書と各士業専門家達の署名を提出しました。
稲田氏から「良いアイディアです」と発言がありました。

要 望 書

全国司法書士女性会
会長　大城節子

私たち全国司法書士女性会は、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く望みます。また、司法書士が婚姻により姓の変更を行い、旧姓使用で業務を行う場合に、公的証明書を旧姓により発行していただきたく要望いたします。

女性が社会で活躍するために、その姓の変更の不利益を解消していただきたい。

1、選択的夫婦別姓制度の早期実現について

女性が婚姻等により姓の変更を行う場合、それまでに使用してきた姓名は個人の特定に不可欠であるとともに、のれん、看板名という財産的価値を有することとなる。この財産的価値を維持しつつ、婚姻後においても業務を継続するためには、選択的夫婦別姓制度を認めていただきたい。

2、婚姻により姓が変更した場合に、旧姓使用制度により業務を旧姓で行う場合について、公的証明書(印鑑証明書、免許証、パスポート等)を旧姓で発行していただきたい。

(1)方法

住民基本台帳法7条の改正により、「旧姓により公的証明書の発行を求める」と記載する場合には、公的証明書の発行を一律旧姓によること。

また、そのために、印鑑証明書、免許証、パスポート等について、各法律の改正を行う。

(2)理由

司法書士の場合、婚姻等において姓が変更した場合、旧姓使用制度を利用することにより看板、名刺の使用を継続し、これまでに築いてきた顧客に対する信頼などの財産的価値を維持することができる。しかし、銀行においては、旧姓による通帳発行には対応されておらず、旧姓使用を行っていることから、職務上の姓と銀行通帳の姓が異なる理由を、取引や業務ごとに顧客に説明する不便を強いられる。

例えば、1日に３件の売買契約に伴う取引を行った場合、その振込口座との違い、婚姻、離婚により姓が変更したこと及び旧姓使用制度を利用していることを、1日に3度顧客に説明しなくてはならない。

また、成年後見制度においても、業務上旧姓使用を行った場合に成年後見登記においては、本名でしか登記できず、業務のたびに説明する必要が生じる。これは、司法書士法人登記においても同様で、理事の氏名は、戸籍上の姓でしか行えず、業務上の姓との登記上の姓の違いの説明が取引のたびに必要となる。

女性司法書士が社会で活躍するうえで、姓名変更の不利益を解消していただきたい。

(3)他の士業

弁護士においても司法書士と同様に、業務ごとに銀行通帳の氏名と異なる理由の説明を求められる。また、破産管財業務においても同様である。

公認会計士の場合、社外監査役における氏名が、旧姓の業務上の姓ではなく、変更後の本名でなくてはならないという不便が生じる。今後、女性公認会計士の活躍が望まれる中、旧姓で活躍する公認会計士が増加することから、必要性が高まることが予測される。

税理士の場合にも、司法書士と同様の不便が予測される。

医師や大学教授の場合には、旧姓での学術論文などの氏名と変更後の姓の不一致が生じる。

(4)一般企業において

企業では、結婚離婚等の姓の変更を公にせずに、旧姓で業務活動をおこなうことは、これまでの顧客を保持し、かつ、自らのプライバシーを公にしたくない場合、年金手帳、健康保険などについても、旧姓で行う必要がある。

第18回　全国司法書士女性の集い・第15回　全国司法書士女性会総会

2014年9月27日土曜日　福岡サンパレス　ホテル&ホールにて第18回 全国司法書士女性の集い・第15回 全国司法書士女性会総会を開催いたしました。
研修講師には「別姓訴訟」弁護団事務局長　打越さく良弁護士をお迎えし、「家事事件手続法の解説と家事事件の具体的案件」をテーマにご講義頂き、具体的な事案をふんだんに、わかりやすいお話しを伺いました。

雑感　　大徳寺黄梅院住職　小林太玄氏

こんにちは。副会長の鵜川智子です。
10月3日京都での全国司法書士女性の集いの第一部開催地、大徳寺黄梅院の住職様にお願いをして原稿を書いて頂きました。
皆様、是非ご一読下さい。

五月末日、明治維新、「白虎隊」で名を残した福島県会津若松市にて今般鶴ヶ城修復工事完工五十周年記念講演を依頼されて出向した。当市を訪ねること今般四度目となり訪問する度に思い入れが強くなる。何故、それは私の住いする寺にはかつて城主だった「蒲生氏郷公」が祀られているからである。四十年前住職となったばかりの私は公の墓石が四百年の時を重ね荒れ放題で墓参する人もいなかったことを記憶している。歴史上偉大な人物であるにもかかわらず気の毒なことであった。遺骨を洗い、武士の命の大刀の錆を落とし墓石を修復し追善供養を重ねる度にいつしか人の知れる所となり、遂には六、七年から公の生誕地・滋賀県日野町と公が初めて城主となった三重県松阪市、その後転封した福島県会津若松市、この二市一町が今では「顕彰会」の結成を見ている。公は幼名を鶴千代といい日野に父・蒲生賢秀の息として生を受け育てられていたが、十三才の時、信長の人質となるも元服の後、信長の息女「冬姫」と夫婦となり信長から信頼される武将となっていく。三十才で三重県松阪城主となり三十三才で会津若松城主となって出世するも四十才の二月七日「限りあれば吹かねぞ花は散るものを 心短き 春の山嵐」の辞世の句を残して逝った公を偲び、追善を重ねているのである。

公は沢山の功績を残した勇猛なる武将ではあるが特筆すべき事は秀でた文化人であったことである。参禅に心掛け、キリスト教を信仰し、茶道を利休に学び、利休七哲の第一人者として名をはせていることは有名である。利休が秀吉に切腹を命じられ果てた後、利休の息・少庵を利休の茶道・道統を護る為に会津の地でかくまい育てた。その後、家康と計り秀吉に千家再興の許しを願い出、許され屋敷を与えられて今日の茶道隆盛をきたす礎となっていると言っても過言ではない。茶道を学んでおられる方々に特に氏郷公あらばという歴史上の背景を心にとめていただきたい。

平家物語に「祇園精舎の鐘の声 諸行無常の響きあり 沙羅双樹の花の色 盛者必衰の理をあらわす おごれる者は久しからず ただ春の夜の夢の如し云云」の一節が自然と口に出る。

人類の歴史上、人が人を殺す無益な戦争を繰り返している。私達は生命の尊さ、素晴らしさ認識し愚かな行動は決して繰り返してはいけない。人と人とのつながりを大切にし、先人たちが必死に守り残した多くの大切な事を次の世代に伝承すべきだとを望んでいるのは私だけではあるまい。

会津若松城主となりて城を築き、自身の幼名の鶴千代から鶴の字をとりて鶴ヶ城と命名した氏郷公の心を偲び見事に生きぬいた公への賛辞を贈り平成二十五年NHK 大河ドラマ「八重の桜」の主人公を演じた綾瀬はるかさんの名演技であった鉄砲を打つ女の姿・ストーリーを思い出しながら会津の地を後にしたのであった。

第19回全国司法書士女性の集い・第16回 全国司法書士女性会総会

2015 年10 月3 日土曜日、京都において第19回 全国司法書士女性の集い・第16回 全国司法書士女性会総会を開催いたしました。

第19 回全国司法書士女性の集い「第一部」昼食会

京都市北区紫野大徳寺塔頭「黄梅院」において、第一部昼食会を開催した。
到着順に抹茶をいただき、お庭を拝観した後、小林太玄住職の法話を伺った。
「感謝」の気持ちの大切さ「ありがとう」と伝えることの大事さをお話し下さり、一同得心。その後、美味しい昼食を戴き、研修会場へと向かった。

「第二部」研修会

京都駅前メルパルク京都にて龍谷大学 今川嘉文教授による「会社法改正」のご講義
税理士の澤田美智先生による「相続と信託」のご講義を頂戴した。

第16 回全国司法書士女性会総会および懇親会

京都駅前ホテルグランヴィア京都に移動し、定時総会および懇親会を開催した。

各士業女性合同研修会

平成26年11月15日(土)13:30〜16:30
場所:大阪弁護士会館
テーマ:五士業に聞く相続〜改正を踏まえて

平成27年1月1日の相続税の改正に備え、その対策について、事前に遺言を行ったほうがよい場合、相続税対策をおこなうにあたり、高齢者で認知症になりそうな方がいる場合、また、年金の問題、事実婚の場合など、幅広く研修、討論をおこないました。

平成27年11月28日(土)13:00〜16:30
場所:大阪弁護士会館 2階
テーマ:マイナンバー利用開始直前セミナー
〜あなたはマイナンバーを適正に管理できますか?〜

研修会
【第一部】税理士　上西左大信氏
【第二部】社会保険労務士　福西綾美氏

パネルディスカッション
【パネリスト】税理士　上西左 大信氏
社会保険労務士　福西綾美氏
弁護士　豊永泰雄氏
【コーディナイター】弁護士　今枝史絵氏

離婚に伴う子どもの問題

打越さく良弁護士には、各地でご講演をいただき、常に大好評を得ています。
今回は「離婚に伴う子どもの問題」のレジュメ短縮版を掲載致します。
詳細な資料ご希望の方は、事務局までご一報ください。

一　はじめに

1 離婚の動向　2 関連法律の改正等

二　親と子の法律関係

1 親子の効果
　親権とは　改正民法820条「子の利益のために」
2 親権の帰属
　(1)共同親権　民法818条3項
　(2)単独親権　民法819条
3 親権の効力
　(1)身上監護権　(2)管理権

三　離婚に際しての親権者等の指定

1 離婚のための手続
　(1)協議離婚
　　民法763条　届出民法764条・739条1項
　　父母のいずれか一方を親権者と定めなければならない(民法765条・819条1項)。
　　離婚届に面会交流・養育費チェック欄
　　離婚届不受理制度
　(2)調停離婚
　　調停前置主義・家事法257条1項
　　ア　子の意思の把握・考慮
　　家事法65条・258条1項
　　イ　子の利害関係参加
　　家事法151条2号・168条3号・7号等、
　　家事42条・258条1項
　　ウ　その他
　(3)284条審判　調停に代わる審判
　(4)裁判離婚
　　ア　管轄
　　イ　離婚原因　民法770条1項各号について
　　有責配偶者からの離婚請求
　　子の存在の位置づけ
　　ウ　離婚訴訟の実際
　　エ　附帯処分の審理
　　親権者の指定・子の監護に関する処分・面会交流
　　オ　和解離婚(人訴法37条)
2 監護者・親権者指定の手続
　(1)協議離婚における親権者指定
　(2)監護者指定の調停・審判
　　婚姻中の夫婦の場合も、民法766条を類推適用して、子の監護に関する処分をなし得る(通説、判例)。
　(3)離婚調停事件における親権者指定
　　離婚の合意ができても、親権者について合意ができなければ、調停全体が不成立に。
　(4)離婚訴訟事件における親権者指定
　　ア　15歳以上の子の意見聴取(人訴法32条4項)。
　　イ　事実の調査
　　ウ　控訴事件における親権者の指定
　(5)評価の視点

四　婚姻費用、養育費

未成熟子の意義、標準算定表（判タ1111）、
特別な事情その他

五　面会交流

1　最近の傾向
2　面会交流を禁止・制限すべき具体的事由として実務上主張されるもの
3　間接強制

「夫婦別姓訴訟」国賠訴訟上告審、報告会のご報告　理事　大津則子

平成27年12月16日（水）午後3時から、最高裁判所大法廷において、「夫婦別姓訴訟」上告審の判決が言い渡された。
主文 本件上告を棄却する。

理由の骨子

1. 上告理由のうち民法750条の規定(以下本件規定）が憲法13条に違反する旨をいう部分について

1. 論旨 人格権の一内容である「氏の変更を強制されない自由」を不当に侵害し、憲法13条に違反する。

2. (1) 氏名が、人格権の一内容を構成するものというべきである、という最高裁判例を引用。
(2) 氏は婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的内容を規律しているものであるから、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるもの。
(3) 民法における氏に関する規定を通覧し、氏に名と同様に個人の呼称としての意義があるが、名とは切り離された存在として、社会の構成要素である家族の呼称としての意義があると理解。家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから、個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団単位を想起させるものとして一つに定めることにも合理性がある。
(4) 婚姻と言う身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思にかかわりなく氏を改めることが強制されるというものではない。
氏に名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が親子関係など一定の身分を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されている。
(5) 現行法制度の下における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。本規定は憲法13条に違反するものではない。

2. 上告理由のうち本件規定が憲法14条1項に違反する旨をいう部分について

1. 論旨 96%以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別を発生させ、ほとんど女性のみに不利益を負わせる効果を有する規定。

2. 憲法14条1項は法の下の平等を定めている。事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取り扱いを禁止する趣旨の最高裁の判例引用。
本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねている。性別に基づく法的な差別的な取扱いを定めているわけではない。本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということはできない。
本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない。

3. 上告理由のうち本規定が憲法24条に違反する旨をいう部分について

1. 論旨 夫婦となろうとする者の一方が氏を改めることを婚姻届の要件とすることで、実質的に婚姻の自由を侵害する。国会の立法裁量の存在を考慮したとしても、本件規定が個人の尊厳を侵害するものとして、憲法24条に違反する。

2. (1) 憲法24条1項の規定は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨。
本件規定は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたもので、婚姻をすることについて直接の制約を定めたものではない。
法制度の内容が意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについて憲法24条1項の趣旨にそわない制約を課したものと評価できない。
(2) 憲法24条2項の規定について、婚姻及び家族に関する事項は、関連する法制度においてその具体的内容が定められていくもの。当該法制度の制度設計が重要な意味を持つ。憲法24条2項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したもの。
憲法24条があえて立法上の要請、指針を明示しているから、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく、両性の形式的平等が保たれた内容の法律、憲法上直接保障された権利とまでいえない人格的利益をも尊重すべき、両性の実質的平等が保たれるよう、婚姻制度の内容により婚姻をする事が事実上不当に制約されることのないように図る等、十分に配慮した法律の制定を求めるもので、立法裁量に限定的な指針を与えるもの。

3. (1) 婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえ、時代における夫婦や親子関係について全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきもの。
憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益や実質的平等は、その内容として多様なものが考えられ、実現の在り方は、その時々における社会的条件、国民生活の状況、家族の在り方等との関係において決められる。

4. 本件規定の憲法24条の適合性について

(1) ア 婚姻に伴い夫婦が同一の氏を称する夫婦同氏制は旧民法の施行された明治31年に我が国の法制度として採用され、我が国の社会に定着してきたもの。氏は家族の呼称としての意義がある、現行民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位として捉えられ、その呼称を一つに定めることは合理性が認められる。
家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。婚姻の重要な効

果として夫婦間の子が共同親権に服する摘出子となる。摘出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある。家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見出す考え方。夫婦同氏制の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえる。

夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の協議による自由な選択に委ねられている。

イ 氏の選択に関し，夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認でき、あえて婚姻をしないという選択をするものが存在することもうかがわれる。近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっている、氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和されえるもの。

ウ 上記の状況下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。憲法24条に違反するものではない。

(2)選択的夫婦別姓をとる余地がある点について、そのような制度に合理性が無いと断ずるものではない。

夫婦同氏の採用については、摘出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受けとめ方に依拠することろが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄。

結論 立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

寺田逸郎裁判官の補足意見

上告人の主張は、氏を異にする夫婦を法律上の存在として認めないのは不合理、法律関係のメニューに望ましい選択肢が用意されていないことの不当性、現行制度の不備の強調するものであるが、裁判所が憲法適合性審査の中で積極的な評価することは、難しい。

(1)法律制度としてみると、婚姻夫婦は2人の間の関係であっても、家族制度の一部として構成され、広く社会に効果を及ぼすことがあるものとして位置付けられることが一般的。そう複雑でないものとして捉えることができるよう規格化された形で作られている。

(2)男女間に認められる制度としての婚姻を特徴づけるのは、嫡出子の仕組みを置いてほかになく、婚姻制度の効力として有する意味は大きい。

（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき、男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻の懐胎子と嫡出推定規定の適用に関する最高裁の寺田裁判官の補足意見を注釈に掲げ、法律上の婚姻としての効力の核心部分とすらいえる効果が、まさに社会的な広がりを持つもので、それ故に、法律婚は型にはまったものとならざるを得ない。）

現行民法では夫婦及びその嫡出子が家族関係の基本をなしているとする見方が広く行き渡っているのも、このような構造の捉え方に沿ったもの。婚姻と結びついた嫡出子の地位を認めることは、歴史的社会的に見ても不合理と断じがたい。夫婦の氏に関する規定は、まさに夫婦それぞれと等しく同じ氏を称するほどのつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられている。複雑さを避け、規格化する要請の中で仕組みを構成する。

(3)家族の法律関係の多様化、どこまで柔軟化することが相当かは、その社会の受けとめ方の評価に関わるところが大きい。

選択肢を設けないことが不合理かどうかについては、制度全体としても整合性や現実的妥当性を考慮した上で選択肢が定まること無しには適格な判断を望めない。嫡出子の氏をどのようにするかなどの点で、嫡出子の仕組みとの折り合いの付け方、多岐にわたる条件の下での総合的な検討を念頭に置き、諸条件につき客観的に明らかといえる状況にある場合はともかく、選択肢が設けられていない事の不合理を裁判の枠内で見い出せない。

国民的議論、民主主義的なプロセスに委ねることによって合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるように思える。

岡部喜代子裁判官の意見

1. 本件規定の憲法24条適合性

(1)昭和22年民法改正時

多数意見の、氏の機能、夫婦と親子の身分関係における同氏という記号を用いる合理的制度、身分関係をある程度判断でき、夫婦とその間の未成熟子という共同性格上のまとまりを表すことの有益。明治民法の下の婚姻、昭和22年の民法改正時の妻の生活のあり方、夫婦が家から独立し各自が独立した法主体として協議してどちらかの氏を称するか決定するという形式的平等を規定した点に意義がある。昭和22年制定当時は合理的。

(2)現時点での24条の適合性

ア 制定後に長期間経過、近年女性の社会的進出は著しく進んでいること。婚姻後も婚姻前の氏によって社会的経済的な場面における生活をしたい欲求が高まってきたことは公知の事実。

氏の第一義的な機能が同一性識別機能であると考えられることからすれば、婚姻によって取得した新しい氏を使用することによって当該個人の同一性識別に支障の及ぶことを避けるために婚姻前の氏使用を希望することは十分な合理的理由があるといわなければならない。

氏名自体が世界的な広がりを有するようになった社会。我が国が昭和60年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、平成15年以降繰り返し、我が国の民法に夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が含まれていることについて懸念が表明され、その廃止が要請されている。

イ 氏は身分関係の変動によって変動することから、氏を変更した一方はいわゆるアイデンティティを失ったような喪失感を持つに至ることもあり得る。現実に96％を超える夫婦が夫の氏を称する婚姻をしていることからすると、個人識別機能に対する支障、自己喪失などの負担は、ほぼ妻について生じている。

夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用している。その点を配慮しないまま夫婦同氏に例外規定を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である両性の本質的平等に自己喪失感といった負担を負う事、個人の本質的平等に立脚した制度とは言えない。

ウ 不利益を受けることを避けるためにあえて法律上の婚姻をしないという選択をする者を生んでいる。夫婦が称する氏は婚姻届の必要的記載事項。婚姻成立に不合理な要件を課して、婚姻の自由を制約する。

エ 氏が家族という社会の自然かつ基礎的な集団単位の呼称であることに合理性の根拠を求め、氏が家族を構成する一員であることを公示し識別する機能というが、それが全く例外を許さない事の根拠になるものではない。

世の中の家族は夫婦とその間の嫡出子のみを構成員としているばかりではない。

そのような家族以外の形態の家族の出現を法は否定していない。

氏の通称使用が広まることによって一定程度は緩和され得るとする。便宜的で、使用の許否、許される範囲等が定まっている訳では無く、現在公的文書には使用できない場合有り。

オ 本件規定は、昭和22年の民法改正後、社会の変化と共にその合理性は徐々に揺らぎ、少なくとも現時点においては、夫婦が別の氏を称することを認めないものである点において、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っており、憲法24条に違反するものといわざるをえない。

2. 憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の措置を怠っていたと評価できない。国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものでない。

櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官も同調。

木内道祥裁判官の意見

婚姻における夫婦同氏制が憲法24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反すると解される。

1. 本件規定は、例外なく、夫婦の片方が従来の氏を維持し、片方が従来の氏を改めるとするもので、憲法24条1項にいう婚姻における夫婦の権利の平等を害するもの。
2. 未成年であっても婚姻によって成人とみなされ、社会に何者かであると認知・認識された存在となっている。その氏を使用し続けることができないことは、その者の社会生活にとって、極めて大きな制約。変更前の氏の人物とは別人と思われかねない。

   人にとって、その存在の社会的な認識は守られるべき重要な利益、失われることは重大な利益侵害。
3. 夫婦同氏制度の合理性

   問題となる合理性とは、夫婦が同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことの合理性である。
4. 民法が採用している身分関係の変動に伴って氏が変わるという原則はそれ自体不合理とは言えないが、この原則は憲法が定めるものでなく、無前提に守られるべき利益と言えない。氏が変わる原則が民法上一貫しているかと言えば、そうではない。婚氏続称を例に挙げ、婚姻生活の間に形成された社会的な認識を離婚によって失うことの不利益を救済するという趣旨。
5. 昭和22年改正前の民法は、氏は「家」への出入りに連動するものであり、「家」への出入りに様々な法律効果が結びついていた。同年改正により「家」は廃止、改正後の現行民法は、相続、親権にも氏に効果を与えていない。同氏の効用は、家族の一体感など法律効果以外の事柄に求められている。

   少なくとも、同氏でないと夫婦であることの実感が生まれないとはいえない。

   夫婦親子間の個別認識は、氏よりも名によってなされ、夫婦親子の間で相手を氏で呼ぶことは無い。ファーストネームで呼ぶのが夫婦親子の関係であるからであり、別氏夫婦が生まれても同様と思われる。

   対外的な公示、識別は、二人が同氏であることにより夫婦であることを社会的に示すこと、夫婦間に未成熟子が生まれた場合夫婦と未成熟子が同氏である事により、夫婦親子であることを社会的に示すこと。同氏であることは夫婦の証明にはならないし親子の証明にもならない。問題は、夫婦同氏に例外を許さない事の合理性。同氏で無い婚姻をした夫婦は破綻しやすくなる、夫婦間の子の育成が上手くいかなくなるという根拠はない。
6. 立法府に裁量権がある。裁量権の範囲は、合理性を持った制度が複数ある時にいずれを選択するかというもの。例外を設ける制度には、様々な物がありえる。例外をどのようにするかは立法府の裁量の範囲。

   法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手の判断によるしかなく、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることとなる。法制化がなされないまま夫婦同氏の合理性の根拠となしえない。例外を許さない事に合理性があるとはいえず、裁量の範囲を超える。
7. 夫婦同氏によって育成にあたる夫婦が同氏であることが保障されているのは、初婚が維持されている夫婦間の子だけ。離婚した父母、事実婚、未婚の父母であることもある。未成熟子に対する養育の責任と義務という点において、夫婦であるか否か、同氏であるか否かに関わりがない。
8. 憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の措置を怠っていたと評価できず、違法性があるとは言えない。

山浦善樹裁判官 反対意見

本件規定は、憲法24条に違反、改廃する立法措置をとらなかった立法不作為は国家賠償法1条1項の手教上違法の評価を受ける。

1. 憲法24条の適合性 岡部裁判官の意見に同調する。
2. 立法措置をとらない立法不作為の違法

   (1) 社会構造の変化 女性の社会進出。婚姻前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が疎外される不利益、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶ不利益は極めて大きい。

   平成6年の法制審議会民法部会身分法小委員会の審議に基づくものとして法務省民事局参事官室により公表された「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」においても、我が国の社会構造の変化により大きなものとなった不利益は、我が国政府内においても認識されていた。
2. 上記試案及びこれを検討した上、平成8年に法制審議会が法務大臣に答申した。改正案は、本件規定が意見であることを前提としたものではないが、女性に不利益、不都合をもたらしていることの指摘。婚姻の際に夫婦の一方が氏を改めることになる本件規定には人格的利益や夫婦間の実質的な平等の点にお

いて問題があることが明確に認識。
改正案自体は国会に提出されない、同様の民法改正案が国会に累次にわたって提出されてきており、国会においても選択的夫婦別氏制の採用について質疑が繰り返しされてきた。上記の社会構造の変化は、平成8年以降さらに進んだが、現在においても本件規定の改廃の措置は取られていない。

3. 世界の多くの国で夫婦同氏の他に夫婦別氏が認められている。ドイツ、タイ、スイス等多くの国々でも近時別氏制を導入、現時点において例外を許さない夫婦同氏制を採っているのは、我が国以外ほとんど見当たらない。
女子差別撤廃委員会から差別的な法規定が含まれていると懸念表明、廃止要請。
4. 平成8年以降相当期間を経過した時点、本件規定が憲法に違反することが国会にとって明白になっていたといえる。改正案が示されていたが、現在に至るまで選択的夫婦別氏制等を採用するなどの改廃措置はとられていない。
憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白。国会が正当な理由なく長期にわたり改廃等の立法措置を怠っていたもの国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。国家賠償請求を容認すべき。

夫婦別姓訴訟 最高裁判決 報告会

別姓訴訟を支える会の主催で、同日午後5時15分より参議院議員会館講堂において開催された。
出席した原告と弁護士が紹介され、その後弁護団長より判決の報告と解説がされた。
弁護団のうち11人の弁護士が出席して、各々コメントを述べた。
多かったコメントの内容は、最高裁は、「制度は国会で取り上げる」というが、制度の事は言っていない、人権に思いがあった、人権の視点があったのか、人権侵害が伝わっていなかった、という点が残念だったこと。又、正しい家族の在り方を押し付けている感がする。不利益は通称使用で緩和できるというのは他人事の様に感じている、という感想。やはり裁判官のうち5人の違憲判断があったことは多く取り上げられた。
その後に原告4人が感想を述べた。判決は悔しかったが、報告会に出席して諦めないと思った。6歳の娘に裁判をしている事は伝えて、6歳の娘さんなりにわかっている。違憲判決が出なかったが、あと3人でひっくり返ればいいんだと思った。初回にしては頑張ったと思う。同じ気持ちで悩んでいる人は全国に居る。塚本さんが居なかったら始まらなかった。別姓も選択肢として認める寛容さがほしい。
衆議院議員及び参議院議員から4人が出席された。日本の後進性、判決は残念だ。基本的人権に踏み込まないのか。5人が違憲判断をした。国会にボールが投げ返されたので、政治の場面で行動していく。
mネット・民法改正情報ネットワーク坂本さんから、「来年2月16日国連女子差別撤廃委員会に、この結果を伝えることになる」とのこと、原告になってくれたから発言が出来たことに感謝。
他の出席者からも、選択的夫婦別氏制実現の為に様々に動いていこうという発言が次々に出た。別姓訴訟を支える会の長井さんからは、2011年に提訴して始まった裁判だが、弁護団11人から19人に増え、原告が分裂すること無くここまで来た。問題を共有、発展、普遍化した事の意義は大きい、との挨拶があった。
最後に弁護団の表明があり、参加者もこれを一つの切っ掛けとして、これからも新たな動きを考えて行こう、という前向きな意見で報告会を締めた。

ご家族からの「ご挨拶」状　　星事務所

2016年4月24日
全国司法書士女性会初代会長、星てい子先生が亡くなられた。

女性会の会合の締めくくりには、星会長の澄んだ歌声をお聞かせいただいた。小柄で、後輩から申し上げるのは憚られるが「可愛らしい」方だった。

ご家族からの「ご挨拶」状、ご了解を得て掲載させていただく。

星てい子先生、天国で安らかにお眠り下さい。

謹啓
このたび故姉星てい子に供花と供物を賜り、ご芳情誠に有難く厚く御礼申し上げます。
平成二十八年四月二十四日に、姉星てい子が人生の旅路を終え主の御許へ召されました。
星てい子は、昭和五年生まれで戦前戦後を生き抜きました。
戦後、裁判所書記官として国家公務員の道を歩み、四十代で退職、三人姉弟で始めた星司法書士・土地家屋調査士事務所をまとめ、家族を支え、両親を看取りました。
長女として特に弟達の面倒をよく見、司法書士をなりわいとして生涯を終えました。
全国司法書士女性会の初代会長として男女共同参画社会の実現と司法書士制度の発展をめざす女性会の将来に期待しておりました。
司法書士という仕事をつづけていくことのよろこび、幸せ、たのしみとをかみしめつつ、この道を歩み続けたいと願い、又、生涯現役でありつづけたいと願っておりましたが、八十歳を過ぎ、骨折を機に思うようにうごけず自宅で養生をしておりましたが、五年を経て病院で亡くなりました。
姉は熱心なクリスチャンでありました。
若いころ洗礼を受けた仙台ホサナ教会に於いて四月二十七日告別式を近親者で執り行ない、五月十五日に牧師長尾様のお導きで北山キリスト教墓地に納骨いたしました。
生前は皆様より温かいお交わりを頂き故人にかわりまして心より御礼申し上げます。
失礼ではございますが、書中をもってお礼に代えさせて頂きます悲しみを共にしてくださる皆様の上にも主の恵と平安が豊かにありますようお祈り申し上げます。
敬具

平成二十八年七月

星　貞夫
星　貞行

回想の記

名誉会長　長谷川歌子

私 長谷川歌子は、昭和6年6月10日に出生して居りますので、本年の誕生日を迎えると85歳となりました。

太平洋戦争の折には、学徒動員として航空機の部分品であるジュラルミンの切断の為、軍需工場へ毎日通勤したのでありました。この時、小学校を卒業して女学生の一年生でありました。

国をあげて「一億火の玉と云うフレーズ」を掲げ、国民全員が銃後でもって兵隊さん達をささえたのでありました。

家庭内にある鉄の火鉢、釜、ダイヤモンド等を供出し、庭ではひまし油の木を育て、綿の木を植え、その収穫にはげみそれを供出しました。

千人針と云って、木綿の布に木綿の糸でたまをつけて結び、戦地の兵隊さんが体にぐるりと廻して巻き、銃弾を妨げるとの事で一生懸命つくりました。

日常の食事もささやかなものでありました。

白米に麦を入れて炊き上げて居りましたが、次第に米も少なくなり、自由に購入できず配給制度となり、衣類も配給となりました。

さつまいもが主食として配給され、私の家庭では子供5名父母2名 7名が食する為、空腹でありがちでありました。
さつまいもは葉っぱをお浸しに、つるは「ふき」のように皮をむいて煮付ました。　たんぽぽのお浸しは苦くて食べづらいものでありました。でも何とか食べました。

丁度育ち盛りにこのような悪条件のもとでありましたので、この年齢をむかえて少々驚いて居ります。

敗戦をむかえて米国より進駐軍が入国し、その体格の大きさには目を見張るものがありました。「とうもろこし」の干したもの「さつまいも」の干したもの等を配給された時には又驚きでした。とてもおいしかったのです。

私共の教科書は、軍国主義と考えられる部分を排除するため、ほとんどの部分は墨で塗りつぶされたものとなり、敗戦という事のつらさ悲しさ苦しさを十二分に味わいました。

国民は路頭に迷いみじめな生活を強いられました。

父が病に侵され働けない状態となり、長女である私が一家の柱とならなければならないという立場となり、司法書士の道を歩む事となりました。

丁度田中角栄さんの列島改造論が町で盛んに叫ばれて居り、国民全員が不動産に関心をもつようになりました。

従って業務は多くなり、家族の生活も何とか成り立つ事となりました。

父は52歳の若さで亡くなりました。

今日仕事を続けていけますのは、多くの方々のあたたかいお導きと支えがあったものであり、深く感謝して居ります。

また至らない私を支えて下さる女性会の会長・役員様には、心より御礼を申上げます。

あと4年5年は働けると存じますので、皆様に御恩をお返ししてから「さよなら」したいと存じます。

戦争と云う苦難の道を歩んだ事が、どんな場合にも頑張って行くと云う精神と肉体が培われた事を今は感謝し、生甲斐を感ずれば如何なる職も天職として発展するものと考えて、向後も司法書士業に励む所存であります。

滝川あおいさん、ありがとう！　会長　大城節子

2015年3月14日土曜日にホテルニューオオタニ大阪で「お別れ会」が開催されました。沢山の参加者から惜しむ声が寄せられました。

全国司法書士女性会は2000年に創立した任意団体であり、司法書士の「通称使用」を実現した有志が結成した全国組織である。

「通称使用」制度は有難いしくみではあるが、戸籍名が求められる場面では不便や混乱が生じている。一番困るのは銀行口座の開設である、司法書士の氏名と振込口座名が異なる状況は、依頼先の混乱を招く。請求書を出す度に説明を強いられる負担は大きい。

また、プロの後見人のなかでは司法書士が最も多く就任している成年後見人登録は戸籍名の登記となり、通称名で執務している司法書士は後見人の氏名との違いを一体どんなに沢山の方に説明しなければならないことであろうか。

これらは、婚姻後その97%が氏の変更をしている女性の多くに突き付けられた問題であるが、困っている女性がいる限り幸せにはなれないのが男性である。

男性にとっても女性にとっても「夫婦別姓制度」の実現が必要ということになる。

「女性会」はそのためのあらゆる活動に取り組み始めた。ロビー活動を始めとする「女性会」の活動が実りつつあるのであろうか。2015年2月からは、法人登記における役員の氏名について、通称名での登記手続きが可能になった。

「通称使用」の実現、「女性会」の創立、「夫婦別姓制度」実現に向けた活動の数々、これら全てを率い、導いてきた全国司法書士女性会の副会長、滝川あおいさんが亡くなった。2014年11月13日享年57歳である。亡くなるまでの数年間は、前向きな闘病生活をされながら仕事を続けるという道を選ばれ、最期はご家族に看取られ、安らかに永遠の眠りに付かれた由。

滝川あおいさん、ありがとう！　お疲れ様です！

編集後記　副会長　鵜川智子

ふと、日常の生活が非日常なのだと感じる。今、母の介護で山口県下関市に住み、新幹線通勤している。母は骨折し、手術、リハビリと入院中である。
認知症の母の入院生活は思いのほか大変だ。そんな時、京都の先斗町で酒におぼれ、笑いころげ、翌日朝から仕事をしている私の日常は、恵まれた人のすることだと気づかされた。仕事、旅行といった日々は実は、人として非日常なのかもしれない。もっと、1日1日を大切に、そして出会う人にも感謝して生活しなくてはと反省した。

先日、○○県に2人いる「旧姓使用」の女性のうちの1人が、「旧姓使用」をあきらめ、本名で業務をすることにしたと聞いた。理由は、取引のたびに他人である顧客に銀行通帳の名前が業務上の名前と異なる理由を説明する負担が大きいからだという。私たち司法書士にとって、名前は財産である。名前をたよって顧客が依頼してくれるからだ。「旧姓使用」者は、2008年のゲートキーパー法により銀行通帳がつくれなくなった。「旧姓使用」中の全国の女性の友を守ってあげられないことに涙が出る。

最後にあおいちゃん、見てくれてますか。女性会メンバーは、一人一人の個性で一歩ずつ前に進んでいますよ。